

平成31年1月17日(木)

沖縄空手会館 飲食施設出店業者募集 質問回答

【質問及び回答】

Q1. レストランの外にテラスのようなものを出してもよいか。

A1. 別添図面黄色網掛けの範囲で可能。ただし出入口付近は除く。

※特別道場前庭等の有料施設、園路等の車両動線上は厳禁。

Q2. 内装・厨房・家具などはどこまで触ってよいか。(変更はどこまで可能か)

A2. 原状回復が可能な範囲で可能。

Q3. テイクアウトは可能か。

A3. 可能。ただし、道場・鍛錬室は飲食不可。※道場の観客席は飲食可能。

Q4. 特別道場裏での飲食は可能か。

A4. 不可。特別道場が持つシンボル施設としての特性を踏まえ、その周辺での飲食は禁止とする。

Q5. 道場施設での飲酒は可能か。

A5. 飲酒は研修室内、会議室内であれば可能。

Q6. レストラン内の販売機の撤去は可能か。

A6. 可能。

Q7. 平成30年度の各月水道光熱費を教えてください。

A7. 別添参照

Q8. 16.選定及び審査基準の(2)の④について

「県・OCVB が負担する管理運営費を低く抑えられるか」と記載がありますが、それはどの部分をさしているのでしょうか？

A8. 過重なゴミ処理料金が発生しない・レストラン PR のための広報宣伝費を当館で負担するのは難しい等を想定しております。(広報宣伝は、主催者への案内や本社との連携等、可能な範囲で行います。)

Q9. 16.選定及び審査基準の(2)の⑥について

「利用者を増やすためのイベント(自主事業)等の実施計画があるか。という部分は

①「飲食施設はもとより、飲食施設+道場や敷地内にてのイベントでもよいのでしょうか」

②「飲食施設にて演奏会や講演会・セミナー等」はルールとして可能でしょうか。

③「飲食施設に出店の場合」会館敷地内での飲食(ケータリング含む)は最優先されますか。

A9.

①② 内容を確認の上となりますが、基本的に可能です。

③ 当館の飲食施設を優先的に案内します。ただし、主催者の弁当の持ち込み制限を行うことは難しいと考えています。

現在、大会・イベント主催者に対して、ケータリングやお弁当についての案内はほぼ行っていません。今後、様々な企業のケータリング・お弁当の案内を強化していきたいと考えております。

※文章中の別添資料希望の方は

電話：098-851-1025

E-mail:okinawa-karatekaikan@ocvb.or.jp

までご連絡下さい。